

瀬戸内市条例第●●号

瀬戸内市いじめから子どもたちを守る条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、児童等の命と尊厳を守るため、いじめの防止等に関し必要な事項を定めることにより、全ての児童等が健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「学校」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する学校であって、市が設置するものをいう。

3 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

5 この条例において「市民等」とは、市内に住所若しくは居所を有する者、又は地域社会に関与する者をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童等の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童等が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、他の児童等に対して行われるいじめを知らながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童等のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童等が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめの禁止）

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（児童等の心構え等）

第5条 児童等は、他の児童等の人権を尊重し、思いやりをもって接するよう努めるものとする。

2 児童等は、いじめが、いじめを受けた児童等の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童等に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 児童等は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童等がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校、保護者、又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念に基づき、関係機関等と連携しながら市の実情に合わせた施策を策定し実施する責務を有する。

(学校の責務)

第7条 学校は、法第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

2 学校は、在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、前項の組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。

3 学校は、市が実施するいじめの防止等のための対策に協力する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、他の児童等に対する思いやり、その他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、市、学校、又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(市民等の役割)

第9条 市民等は、基本理念にのっとり、児童等に対する見守り、声かけを行う等、児童等と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

(体制等の整備)

第10条 市長は、いじめへの対応の申出を行うことができる体制を整備するものとする。

(いじめへの対応の申出)

第11条 市民等は、市長に対し、いじめへの対応の申出を行うことができる。

(市長による調査等)

第12条 市長は、いじめへの対応の申出を受けたときは、その事実を確認し、及び解決を

図るために、必要に応じて関係する児童等及び保護者に調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による調査のため、必要があると認めるときは、学校又は教育委員会及びその他関係する市の機関に対し、関係資料の提出及び説明を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- 3 市長は、調査のため必要があると認める時は、いじめの防止のために必要な限度において、瀬戸内市の機関以外のものに対し、関係資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(調査等の不実施)

第13条 市長は、申出の内容について明らかに事実の誤認があると認められるときその他調査を行うことが適当でないと認めるときは、調査を行わないものとする。

(いじめの認定)

第14条 市長は、第12条第1項の調査を行い、その結果を基に、いじめ対策会議（以下「会議」という。）を開催し、いじめの認定を行う。

(いじめ対策会議)

第15条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いじめの認定に関すること。
- (2) 行政指導及び是正の勧告に関すること。
- 2 会議は、副市長、総務部のいじめ対策に関する事務を担当する職員及び法制に関する事務を担当する職員、市民部の人権問題に関する事務を担当する職員並びにこども未来部の児童福祉に関する事務を担当する職員をもって組織する。
 - (1) 会議に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。
 - (2) 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
 - (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - (4) 会議は、必要に応じて会長が招集する。
 - (5) 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 - (6) 会長は、会議の議長となり、会議を主宰する。
 - (7) 委員がやむを得ず会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
この場合において、代理出席した者は、委員とみなす。
 - (8) この会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - (9) 会長が必要と認めたときは、委員以外の者に説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
 - (10) 委員は、自己又はその親族に関する事件の会議には、出席することができない。
 - (11) 会議は非公開とする。

(行政指導)

第16条 市長は、会議の結果、いじめ又はいじめのおそれがあると認めるときは、被害児

童等の保護を図るため、該当児童等及び保護者に当該行為を止めるように行政指導を行うことができる。

2 第1項の規定は、市長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（是正の勧告）

第17条 市長は、会議の結果、いじめ又はいじめのおそれがあると認めるときは、学校その他関係する市の機関に対し、次の各号に掲げる措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 児童等に対する見守りその他学校内におけるいじめの防止のための環境整備
- (2) 訓告、別室指導その他の学校教育法（昭和22年法律第26号。）第11条に規定する懲戒
- (3) 学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定による出席停止
- (4) 児童等の学級替え
- (5) 児童等の転校の相談及び転校の支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、いじめの問題を解決するために必要な措置

2 市長は、前項の規定による勧告を行う場合は、いじめの防止等に関する専門的知見に基づいて、公平・公正・中立な判断をすることができる者の意見を聴くことができる。

3 学校その他関係する市の機関は、第1項の規定による勧告を受けたときは、その対応状況を市長に報告するものとする。

4 第1項の規定は、市長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（個人情報の取扱い）

第18条 市は、いじめの防止等に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うとともに、その保有する個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

（情報提供）

第19条 市は、児童等の生命・身体の保護のために緊急の必要がある場合は、警察署、その他関係機関に対し、情報提供をするものとする。

（広報及び啓発）

第20条 市は、いじめから児童等の生命及び尊厳を守り、地域社会全体でいじめの防止等の取組を推進するために、必要な広報活動及び啓発活動を行わなければならない。

2 市は、この条例の内容及びこの条例の規定に基づくいじめの防止等の取組について、児童等の理解を深めるよう努めるものとする。

（委任）

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。